

新学習指導要領と法教育の展望 ～裁判員候補者の辞退率上昇から考える～

宮 崎 秀 一

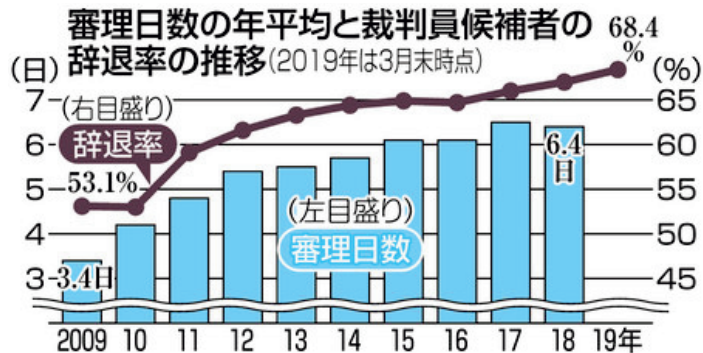
北里大学獣医学部

はじめに

2009（平成21）年から殺人、放火、強盗傷害など重大な犯罪にかかる刑事裁判に裁判員制度が導入されて10年が経過した。この間、全国で約1万2千件の事件に約9万1千人の市民が裁判員・補充裁判員として審理に参加した。裁判員経験者に対するアンケートでは9割以上が良い経験だったと回答していることから、最高裁は「多くの国民に肯定的に受け止められてきた」と評価しているが、いくつかの課題も指摘されている。最大の問題は、20歳以上の国民の中から裁判員候補者となった人の6割以上、3人に2人が様々な理由で就任を辞退している点である。その原因としては長期の裁判日程や守秘義務の負担など制度面の課題もあるが、そもそもこの制度、ひいては裁判や法に対する国民の理解が十分でない点が大いと考えられる。本稿では学校における裁判員制度を含めた法に関する教育、いわゆる「法教育」の現状を概観し今後の在り方を展望する。

1 裁判員候補者辞退率上昇等とその原因

2019年5月の新聞各紙は、開始10年を迎えた裁判員制度の最大の課題として候補者辞退率の高さなどを挙げている。例えば東京新聞は次のように報じている。



「裁判員の候補者が辞退する割合は、制度が始まった2009年の53.1%から年々上昇し、速報値では68.4%に上った。事前に辞退しなかった候補者が、選任手続きのため裁判所に

出向く出席率も、09年の83.9%から66.5%に減った。

総括報告書（最高裁による：引用者註）は、辞退率が上昇し出席率が低下している原因について、審理の長期化や国民の関心低下があると分析している。」（東京新聞2019年5月16日朝刊。前頁グラフとも。下線は引用者）

一方、最高裁はすでに裁判員制度に関して一般国民を対象とした意識調査を民間に委託して実施し、『裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書』をホームページに掲載している。

同報告書は、制度開始から2015年12月まで8年間にわたる調査に基づくものであるが、裁判員候補者辞退率の上昇および候補者の選任手続期日の出席率低下の要因として、①「審理予定日数の増加」、②「名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇」、③「高齢化の進展」、④「雇用情勢の変化」、⑤「裁判員裁判に対する国民の関心の低下」の5点を挙げている。

同報告書が指摘するように、これらの要因は①および②のように裁判員制度そのものの制度設計に起因するもの、③や④のように社会情勢の変動に伴うもの、そして⑤国民の側の心理・意識レベルのものなどきわめて複合的である。

このうち、①・②の制度的問題点は今後法改正を含めて検討され改善されるべきであろう。実際、審理日数短縮、困難事案の例外的扱い、守秘義務の緩和などが見直し論議の対象となっている。他方、③・④の社会的要因については事柄の性質上対応には限界がある。最後の⑤「裁判員裁判に対する関心の低下」という心理的要因についてはどう対応すべきだろうか。

2 裁判員裁判参加への心理的阻害要因と法教育

（1）2つの心理的阻害要因

国民の裁判員裁判への心理・意識面での阻害要因は、上述の現状を改善するためには、制度的・社会的要因に劣らず重大であり、早急に適切な取組みが必要と考える。

（A）裁判員制度に対する無関心

第1に、前出報告書が「裁判員裁判への関心」が低下または欠如しているという指摘について検討する。

この意識の背景には、(i) 刑事裁判を含む裁判・司法への無関心と、(ii) 裁判員裁判のである犯罪への無関心との2つ要素がある。裁判員裁判への無関心は、これらのいずれかまたは双方の結果であろう。(i) の裁判は自分とは無関係の世界のことという意識は、今日各種の選挙において投票率が低下していることと同根であり、その点では、国民の司法参加意識と主権者意識とは通底すると言ってよい。他方、(ii) は、犯罪を含め、社会で生起する様々な事象が自身の地域・周囲でも起こり得るという当事者意識の欠如、狭隘な個人主義の風潮と重なる。

(B) 裁判関与への不安・自信欠如

一般市民が裁判員裁判に参加することに消極的であることのもう1つの心理的要因は、裁判員裁判への関心はあっても、自らが裁判員として裁判プロセスに関与することへのためらい・不安である。裁判員としての職務遂行上の能力・自信の不足という方が的確かもしれない。この意識は(A)の裁判員制度への無関心とは質的に異なり、むしろ裁判や犯罪その他の社会的事件には一定の関心をもつ人もこの分類に属する。

裁判員裁判への参加に関するこれら(A)・(B)2つの心理的阻害要因は、国民の多くが参加に否定的・消極的であることの背景として、どのように影響しているであろうか。前出報告書は(A)の「関心」低下を挙げているが、(B)の裁判参加への「自信」の無さ、不安を感じる人も少なくないと推測する。以前筆者が中学校、高等学校において出前模擬裁判教室を行った際に実施した生徒のアンケート結果にもその傾向が如実に見られた。

(2) 心理的要因への対応としての法教育

上記(A)(B)の阻害要因を除去し、または少なくとも低減することは、社会的啓発と教育によって可能であると考ええる。

社会的啓発としては、最高裁自身、この10年間、裁判員経験者の大多数がプラス体験だったと述べた談話を紹介している。しかし、裁判員としてやり甲斐があったという体験談が、関心の低い市民(A)や参加への自信を持っていない市民(B)に対して参加する強い動機付けになりうるだろうか。

裁判員裁判の意義と目的、制度の具体的な内容、そして裁判員の職務・役割の実際などについて理解を欠いた状態で経験者の成功事例を聞かされても、関心の高まりや参加意欲の向上につながる可能性は高くない。まずはこれらの理解を広く国民に促す必要があり、その機会はやはり学校教育以外にないだろう。もっとも10年以上前に高等学校を卒業した現在30代以上の多くは学校で裁判員制度について学ぶ機会はなかったことになる。国民の司法参加のレベルを「V字回復」させるためには、これらすでに就任対象年齢にある世代を啓発しつつも、中長期的展望からは、学校における法教育を一層充実させ若い世代の司法への理解向上を図ることこそが緊要と考える。

3 法教育関連施策の展開

(1) 学習指導要領における裁判員制度の明記

学校における法教育の必要性については、裁判員制度の導入が建議された司法制度改革審議会意見書(2001年6月)において改革の柱の1つとされていた。制度改革を実現する上ではそのねらいを支える「国民的基盤の確立」が不可欠であり、具体的には「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」との文言が盛られた。

同意見書を受けて2004(平成16)年「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下「裁

判員法」が成立するが、法教育機会の充実策も同時並行して展開した。すなわち、2008年に改訂・告示された小・中学校学習指導要領の社会科および2010年告示高等学校学習指導要領では、それぞれ以下のとおり裁判員制度に関して学ばせるべきことが明記された(いずれも「内容の取扱い」の項目に記載。下線は引用者)。

○小学校学習指導要領(2008年)社会科(第6学年)

「国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること」

○中学校学習指導要領(2008年)社会科(公民分野)

「『法に基づく公正な裁判の保障』に関連させて、裁判員制度についても触れること」(公民的分野)

○高等学校学習指導要領(2010年)公民科(「現代社会」)

「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと」(「政治経済」も同旨)

これら改訂に対応して作成された教科書では、裁判員裁判の概要について校種・発達段階に即した記述がおかれるようになった。中学校教科書の中には、架空の事件をもとにした裁判員裁判のシミュレーションや模擬裁判を促すものも現れた。

また本改訂では、広く法教育を重視するという点で、裁判員制度の取扱いにとどまらず、法やルール of 意義について基本的理解を促すべきことを求めたことも注目された。特に中学校社会科学学習指導要領では、

「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」

という記述が加わり、これを反映して身近な生活で起きるトラブルの解決、ルールづくり、契約の成立などが教科書に登場した。

(2) 法教育普及の多様な取組み～法務・検察、裁判所、弁護士会、学会

裁判員法の成立・施行に伴い法教育を促進する動きは学校教育活動にとどまらず多様な機関・団体によって取り組まれてきた。

法務省は司法制度改革意見書を受け、2003年省内に法教育研究会を設置し、翌年まとめた調査報告書において法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義している。その後改組された法教育推進協議会(2005年)では、裁判員裁判発足前から継続的に法教育関連教材・授業モデルを作成・提供している。

同様に、裁判所・検察庁もビデオ教材作成し、積極的に一般市民向け講座や学校への出

前講座を開講している。

日本弁護士連合会は教材作成に加えて、高校模擬裁判選手権を主催し、各地の弁護士会も小学生から高校生を対象としてジュニア・ロースクールを開催している。

2010年に発足した「法と教育学会」は法教育の理論と実践を探究する大学等研究者、法曹実務者、初等中等教育機関の教員ら法教育実践者を含む幅広い層から成るユニークな学会である。

4 学校現場における法教育－高等学校社会科系教員の意識調査から

以上見てきたように、裁判員制度導入を機に一般国民を対象とする法や裁判の役割についての教育・啓発が重視されてきた。では実際、学校現場においてその趣旨はどの程度浸透しているだろうか。

(1) 高校教員対象アンケート調査

学校における法教育の現状の一端を把握すべく、授業担当教員の意識について簡易なアンケート調査を試みた。今回は時間的制約から対象を青森県内の高校教員に限定して実施し、その結果の概要および質問票は以下のとおりである。

「社会科・公民科における裁判員裁判・法教育に関する調査」

実施：青森県内高等学校25校の公民科担当教員（2019年9月～10月）

回答：期限までに23校（回答率92%）のべ41名

中学社会科、高校公民科における裁判員裁判・法教育に関する調査

(2019年9月～10月)

* (中学校・高校) (教員歴 年) (地理歴史分野・公民分野) 担当が多い

(Q1) 社会科・公民科の中で、「法教育」(法に関する教育・学習)の重要度をどのように思いますか。()

①きわめて重量である ②ある程度重要である ③さほど重要でない ④重要でない

(Q2) 法教育が必要とされる理由として次の項目はそれぞれどの程度当てはまると考えますか。

ア 子どもたちの法や道徳などに対する規範意識が低下しているから ()

イ 法律に対する知識をしっかりと身に付けさせる必要があるから ()

ウ 現代社会が発展し、その中で主体的に生きていく力が求められているから ()

エ 法を利用して合意形成を図ることができる力が必要であるから ()

- オ 裁判員制度が導入され、国民の司法参加が求められているから ()
カ 社会全体に主体的に参加・参画する態度を育成するため ()
① そう思う ② どちらかというと思う ③ どちらかというと思わない
④ そう思わない

(Q3) 法教育を行う上で次の項目はそれぞれの程度当てはまると考えますか。

- a 教師自身が法についての専門的知識が不足している。()
b 教科書や資料集に加えて新聞記事など補助的教材の作成が不可欠である。()
c 法や政治に関する基本知識だけでなく討議などを通じて法的思考の訓練がより重要である。()
d 可能ならば弁護士など法律の専門家の指導や裁判傍聴など現実の法に触れさせたい。()
① そう思う ② どちらかというと思う ③ どちらかというと思わない
④ そう思わない

(Q4) あなた自身が行っている司法制度・裁判についての授業は、以下のうち、どれが最も近いと思われますか。()

- A 三権分立の仕組みや裁判・裁判所の種類など基本的事項について触れる程度である。
B (Aのほか) 民事裁判と刑事裁判の違いや、三審制により下級審判決が上級審で覆されるケースなど具体的事例をあげて説明する。
C (A・Bのほか) 刑事裁判のうち、重大な事件について国民が司法に参加する裁判員裁判については制度導入の背景や意義・課題についても触れる。
D (A～Cのほか) 裁判員裁判については、模擬裁判・模擬評議を行っている。

(Q5) 中学社会科・高校公民科における法教育に関して日頃感じている疑問や問題点、関係方面への要望などご自由にお書き下さい(裏面にどうぞ)。

(2) 調査結果の概要

(i) 法教育の重要性・必要性に対する認識

高校公民科における法教育の重要度 (Q1) についての質問に対しては、「きわめて重要」が58.5%、「ある程度重要」が41.5%と回答者全員が重要であると回答した。「法教育を通じて社会の仕組みを学び生きる力を育てる」ことは「成年年齢引き下げなど社会の変化に対応する上で必須」(以下「 」は (Q5) の自由記述から) という認識は共通しているといつてよい。ただ、法教育を学校が一手に受けるのが最善ではなく「学校教育より社会全体で行うべき」として膨らむ一方の新たな学習内容への懸念を示す意見もあった。また主として公民科の授業を担当する教員の約8割が「きわめて」と回答したのに対し、主として地歴科授業担当教員は33%にとどまり、高校の場合、社会科系教員の中でも主たる担当分野による差異が見られた。教員自身の大学における専攻分野が多様であることからすれば必然的結果といえる。

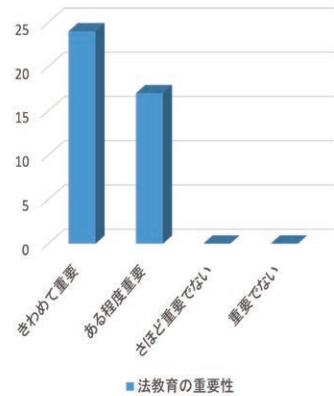


図1 法教育の重要性

(ii) 法教育が必要とされる理由

法教育の必要性をどうとらえるか (Q2) については、(イ) の「法律に対する知識」の習得 (積極肯定66%) が、(エ) の「法を利用して合意形成 (する) 力」(同34%) や (カ) の社会に「主体的に参加・参画する態度」の育成 (同44%) を大きく上回った。

高校教員の間では、法教育のねらいを、法を活用する力や態度などいわば実践力・応用力よりも法に関する基礎知識の習得にあると認識する傾向が強いことがうかがわれる。これは、「知識理解だけでも、人権、消費者法、労働関係法、国際法など多岐にわたる」とい

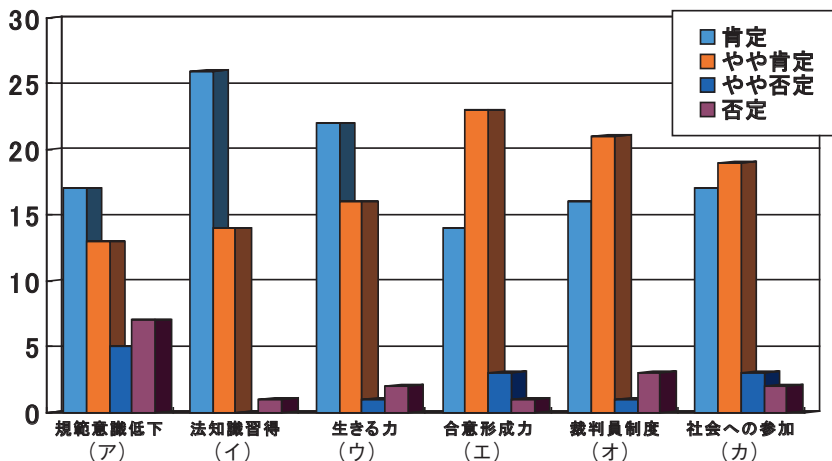


図2 法教育が必要な理由

う自由記述に代表されるような、学習指導要領における裁判員制度の明記により新たな「知識理解」の範囲が拡大したという受けとめ方にも現れている。指摘の通り、法に関する教育内容は、基本的人権および統治機構について相当広範に憲法を扱っているほか、消費者教育、雇用問題についても18歳成年制との関連で、また国際関係の重要性から国際法についても、今後学習量の増大が予想される。もはや大学における法学の主要な法領域が中等教育レベルの法教育に降りてきた観がある。学校現場がこれにどう対処すべきかは、まさに法教育の本質にかかわる問題であろう。

一方、法教育の比重の高まりを「裁判員制度」および「国民の司法参加」による要請とする見方（オ）（同39%）は一上述した指導要領への導入経緯にかかわらず一少なかった。「高校3年間を通した段階的・系統的教育が必要」という記述などから、学校現場でも、参政権年齢の引き下げに続く18歳民事成年化が迫っていることが意識されているものと推察されるが、20歳からの裁判員裁判への切迫感は相対的に高くないように見える。

また法教育を、(ア) の子どもの「規範意識（の）低下」（同41%）と結びつける回答は予想より少なかった。むしろ法教育の意義に関する選択肢6項目中、否定的・消極的回答（29%）が最多であった。実際、道徳が特設されていない高校の法教育に規範意識強化の代替機能を期待する向きがあるが、教員の意識としては「ルールの遵守を道徳教育の一環と位置づけられる傾向」があるとして戒める見解もあり、両者の混同には抑制的である。

（iii）法教育の充実に向けた課題

法教育の現状やあり方に関する設問（Q3）からは教員が多様な課題や要望を抱えていることが推察される。第1に教員自身の「法についての専門知識」が不十分である（a）と認める割合は83%に上った。

法教育授業において、教科書・資料集の使用に加えて新聞記事などによる「補助的教材の作成」が不可欠（b）との意見は多い（83%）。

また、知識にとどまらず討議などによる「法的思考の訓練」（c）の重要性は十分認識している（93%）ものの、「時間的制約と受験対応で基礎知識の習得に止まりがち」なのが実態という自由記述が多数見られた。

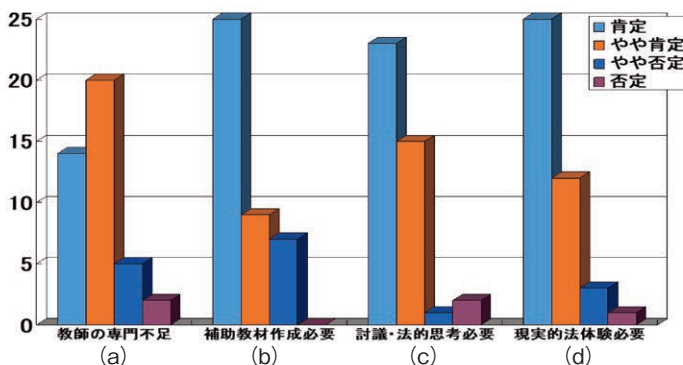


図3 法教育における課題

弁護士など「法律専門家の指導や裁判傍聴」など現実的法体験（d）の要望（90%）はきわめて高い。この点は今後の法教育の成否にかかるポイントとして後述する。

(iv) 司法・裁判関連授業の現状

教育課程における法教育重視の引き金となった裁判員制度との関連で、司法・裁判に関する回答者自身の実践についても尋ねた (Q4)。担当授業において、憲法学習の一環としての司法や裁判所の種類など (A) の基礎的事項にとどまるとしたのは22%のみで、民事・刑事の区別や三審制について具体事例に即して指導する (B) としたのが12%。裁判員裁判を制度導入の背景・意義および課題を含めて扱う (C) とした教員が最多の59%に上る。裁判員裁判を模擬裁判・模擬評議を実践している (D) との回答は3名 (7%)にとどまった。

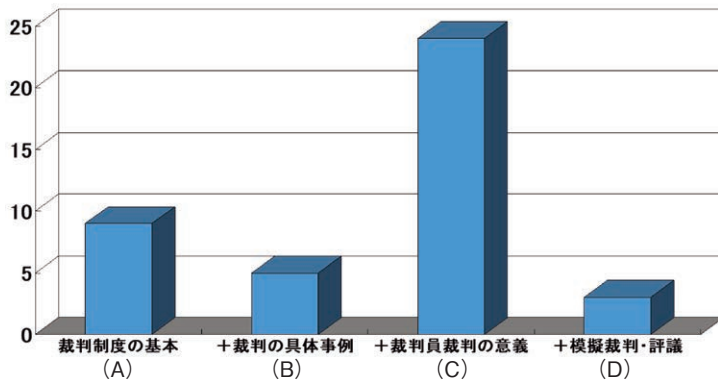


図4 裁判制度に関する授業実態

ここには前出の回答と同様、法知識—特に指導要領で明記された裁判員制度の関連知識—の習得を着実に指導していることがわかる。他方、模擬裁判のような体験的学習方法はまれにしか採用されていない。(D) と回答した教員のコメントと

して「法、裁判、主権者教育については、実践を含めた体験型の学習や裁判傍聴を通じ、当該意識を強めていくことが有効だと考える」、「法律的な視点で考察する習慣をつけることで、論理的思考力を育成できると考える。(中略) 判例を使用した模擬評議等は、生徒の興味関心度は非常に高い。」とあるように、法教育のねらいは、知識習得レベルのみでは完結しない。多くの教員もそれを認識しながらも、「模擬裁判は効果的学習とは思いますが、実際に行うのは困難」であり、「基礎知識なしで選挙権行使や裁判員裁判など体験型学習は困難」という現実に直面しているということであろう。その「困難」を克服する具体的方策の探求も今後の検討課題である。

5 新学習指導要領と法教育

学習指導要領に裁判員制度の取扱いが明記されてから、小・中学校で9年を経た2017 (平成29) 年、高等学校では10年を経過した2018 (同30) 年に新指導要領が告示された。それらの内容の一部はすでに移行措置として施行され、小、中、高と段階的に全面実施に向けた教育が始まっている。今次改訂が法教育実践にもたらすインパクトは、裁判員制度を学習内容に明記した現指導要領の際のそれに比して、以下の2つの点で大きく異なる。

(1) 新高等学校学習指導要領における「公共」科の設定

(A) 新科目「公共」における「内容」および「内容の取扱い」

新高校指導要領は、公民科の科目構成を大きく変更し、現代社会に代えて新科目「公共」を必修とした。新旧科目を対比すると、記載分量が約3倍に増え記載内容はより詳細になった。法教育に関連して指導すべき「内容」および「内容の取扱い」の一部を引用してみる（下線は引用者）。

○「内容」

（旧：「現社」）「個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせる・・・（後略）。」

（新：「公共」）「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。」

○「内容の取扱い」

（旧：「現社」）「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと」

（新：「公共」）：「『法や規範の意義及び役割』については、法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと。『多様な契約及び消費者の権利と責任』については、私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。『司法参加の意義』については、裁判員制度についても扱うこと。」（下線は引用者）

消費者保護の視点から契約を中心に私法領域を扱うことが明記されたこと、法が社会の紛争を解決する役割を担っていること、など重大な内容が新たに加わった点に明瞭な違いが見られる。これは単なる知識や理解すべき内容の拡大にとどまらず、実際生活における法の活用能力・スキルの習得を求めていることに注目すべきである。

（B）学習指導要領「解説」中の法教育関連記述

文科省による新学習指導要領解説「公民編」（2019年）も、全体として旧版に比べ2.5倍に増ページ化し、公共科の法教育関連部分についても以前よりはるかに詳細な構成となっている。思考・考察を促すための「具体的な主題」を例示すると同時に、教育方法にも踏み込んだ助言がふんだんに盛り込まれている。例えば、「司法参加の意義」についてみると以下のとおりである。

「司法参加の意義については、国民の権利を守り社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判が保障され、法律家が国民に身近なところで重要な役割を果たしていること、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であり、国民の参加が大切であることを理解できるようにする。その際、『裁判員制度についても扱うこと』（内容の扱い）とし、刑罰の意義を含めた刑法の基本的考え方、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるよ

うにするとともに、国民の司法参加により、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを理解できるようにすることが大切である。

司法参加の意義・・・に関わる具体的な主題については、例えば、何のために刑罰が科されるのか、なぜ予め犯罪と刑罰を法律で定めておく必要があるのか、なぜ検察審査会制度があるのか、裁判に国民が参加することによどのような意義があるのか、といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。その際、例えば、模擬裁判など、司法の手続きを模擬的に体験することにより、裁判や法律家が果たす役割、適正な手続き、証拠や論拠に基づき公平・公正に判断することについて多面的・多角的に考察・構想し、表現できるようにすることが考えられる。また国民が、主権者として、司法に関心をもち、積極的に参画する責任について自覚をもつことができるようにすることが大切である。)(ゴシック表記は原文のまま。下線は引用者)

上記下線部を見ると、従来の科目「現代社会」に比して、契約の基本を学ぶことになれば、民法の私的自治の原則や債権法全般について、また裁判員裁判の関連で刑事裁判の役割を理解するには、罪刑法定主義や更生保護制度についてなど、新たに相当広範な法知識が教員自身に求められることになる。また、知識にとどまらず、現行法の背景や問題点、将来的改善の在り方などについて考察、意見交換・討論、模擬裁判など授業の形態についても工夫・スキルが必要となる。

このように見ると、新指導要領により法教育への期待が向上する一方、法教育を担当する教員の意識調査で見られた懸念や困難もまた現実のものとなって一層増大することが予想される。

(2) 新指導要領が求める社会との連携と法教育

新学習指導要領は学校種や教科・学習領域を問わず、学校教育活動全般について、「社会に開かれた教育課程」を標榜している。

「・・・よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、・・・社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」(高等学校学習指導要領「前文」)
教育課程が「社会に開かれ(る)」ことの意味は多義的であるが、その1つに社会の人的・物的資源を学校教育活動に活用することがあげられる。高等学校学習指導要領は教科公民の新科目「公共」について次のように記載している。

「この科目の内容の特質に応じ、学習のねらいを明確にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り、社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図るようにすること。」(同「教科 公民」3 内容の取扱い (3) ア)

これに対応する文科省の「解説」は以下のとおりである。

「このことは、『公共』の学習指導において、社会との関わりを意識することの重要性を示している。現実社会の諸課題など、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を充実させるとともに、それぞれの課題と関係する専門家や関係諸機関などと、授業づくりへの参画、授業への招聘、資料の借用などの連携・協働を積極的に図ることは、生徒が社会との関わりを意識し、社会参画意識を高める、といった『学びに向かう力、人間性等』を涵養する上で効果的であることはもとより、『知識及び技能』や『思考力、判断力、表現力等』の育成に効果的である。専門家や関係諸機関などと連携・協働を積極的に図り、これらを活用した学習活動を指導計画に適切に位置付けることが求められる。」(文部科学省 学習指導要領解説 公民編 第2章 第1節 公共)

高等学校の教育課程の中で公民という教科(科目「現代社会」(今後は「公共」)、「倫理」、「政治経済」の各科目)に対応する学問領域は、政治学、法学、経済学、社会学、哲学、倫理学などきわめて広範であり、また各学問が独自のディシプリンをもつ。また学びの対象となる政治・社会・経済・文化などの各領域で新たに生起する事象もまた大量かつ多様であり、基盤となる制度も目まぐるしく変化し続ける。またこれら領域の特徴として、それぞれに対応する資格を有する実務専門職が確立している(政府および自治体の議員および行政職、裁判官、検察官、弁護士、家裁調査官、司法書士、行政書士、会計士、税理士、社労士、不動産鑑定士、証券アナリスト、ファイナンシャルプランナー、学芸員、カウンセラー、と枚挙に暇ない)。

このように今次指導要領改訂が、教科公民について関係する専門家による機関と授業づくり支援、出前講話などで連携協力を促していることを学校現場はむしろ好機ととらえるべきではないだろうか。

前掲アンケート結果によれば、法教育担当教員の多くが、専門的知識が不足し、補助教材作成や法的論点での討議の必要性を感じ、弁護士などの指導や裁判傍聴の機会を要望していながら、時間的余裕がなく、基本的知識の教授・習得を中心とする従来型授業にとどまっているのが実情である。これは決して青森県だけの状況ではなく、全国の高校現場共通の課題であろう。

6 外部の人的物的資源の活用による体験的実践的法教育への試案

裁判員制度施行10年を経て、裁判員候補者辞退増の問題は、基本的には当該制度そのものの改善、その他社会的要因への対応によらなければならないが、法や裁判への国民の心理的障壁を除去することこそが長期的視点からは不可欠である。法教育の充実はこの点で有効である。

では具体的にどのような方策が考えられるであろうか。以上で見てきた①法教育を担当

する教員が抱える問題状況と授業改善への意欲と要望、②高校「公共」の新設・必修化に伴う法教育の一層の充実要請とそれを裏付ける専門家および関係機関との協力・連携の必要性に鑑みて、以下のような試案を提示したい。

それは地方版「法教育推進協議会」とでもいうべき、学校における法教育実践に対して専門的立場から助言と支援を提供する組織を一定規模（人口30～40万人程度）の地域単位（例えば青森県の場合ならば、青森市、弘前市、八戸市を中心とする3地域）に設置することである。構成員は弁護士、司法書士、大学教員・研究者、現職および元学校教員・地方公務員・会社員などで、法関連実務に従事した経験や法教育の充実に深い理解と熱意を有することが資格要件である。とりわけ各弁護士会内に置かれる法教育委員会委員の弁護士、法教育研究に関心のある大学教員（法学系または教育学系）、そして学校現場で法教育実践に熱心に取り組んでいる（またはその経験をもつ）現・元教員が幹事として組織をまとめ運営する。事務局は各協議会の地域の拠点となるいずれかの大学（事実上幹事教員の研究室）内に置く。当該大学にとっては、法教育に関する教員の実践的研究と学生の教育研修の機会であり、また高大（のみならず小中大）連携を含む地域貢献活動の一環とも位置付けられる。個人としての協議会参画はボランティアな性格のものであり、参加メンバー自身の職務遂行にとって有益な経験を得られることが報酬であるから、活動に要する経費は「手弁当」を原則とする。

地域協議会の主要な役割は、法務省内の法教育推進協議会や法教育関連学会における全国的な動向を踏まえつつ、学校種別・学年、当該地域の特性・事情や固有の課題に沿って圏域内の学校現場における法教育実践を支援することである。具体的には、

①教材・学習資料の作成・情報提供

教科書に記載されている政策や法のアップデート、民法、刑法の重要条文 や自治体条例を含む中・高校生向け地域版オリジナル六法、新たな政策動向や裁判・判決に関するテレビ・新聞報道など

②授業における個別テーマに応じた実務的講話・出前講座

人権擁護委員や事件当事者による人権保障・救済、犯罪被害者・遺族や更生した元受刑者による犯罪防止・根絶、消費生活センター相談員による悪質商法対応、裁判所・検察庁・弁護士会による司法制度、大学教員・学生による模擬裁判・模擬評議の疑似体験など

③裁判・議会の傍聴や役所その他公的機関の見学・訪問の仲介

裁判傍聴は種々制約が伴うが中学生・高校生には適切な事案の選定は可能と思われる。施設見学は学校種に応じて地方議会、裁判所、刑務所、税務署、地方法務局など

④生徒や教員側からの法的な疑問・トラブルに関する相談

共通教材化は困難だが「生の」事実への法的対応に触れる経験は法教育の貴重な形態である。（今回の意識調査にも「生徒のアルバイトの勤務実態のケースなど労基法が定める基準が守られていない」現状に戸惑ったとの記述があった。）

これらは個々の現場教員にとっては実行したくても日常業務の傍ら行うことが時間的に困難であろう。そのような現状の下、地域協議会は学校からの依頼を集約し調整を経て必要な時期に必要な法教育プログラムをコーディネートする機能を果たす。特別講座、模擬裁判、施設見学などは、場合によっては、複数校が共同で実施することも考えられる。

また、通常授業とは別に長期休業期間などに、地域内の学校種別のジュニア・ロースクールの開催や、地域によっては多少遠隔にある裁判所、刑務所などの見学会を行うことも有益であろう。地域の専門家、関係機関を活用した「社会に開かれた教育課程」の典型といつてよい。

これら個別の事業にかかる経費については、前述のようにボランティアな活動であり、教育現場が活用しやすくするためにも基本的に学校側の負担が発生しないことが望ましい。(ただ、出前講座などの講師謝礼などは不要だが、講師が遠方に出向く際の旅費や、校外学習の場合の生徒の交通費など、学校設置者は一定の予算措置を考慮すべきであろう。)

最後に、本協議会の活動にぜひ盛り込みたいのが、事務局が置かれる大学を含め、地域の大学の学生が参画することである。法教育の対象は小、中、高校の児童生徒ばかりでなく、法について知識理解を中心とする教育を受けてきた学生たちも、あらためて市民として法の学び直し—知識の上の応用的・実践的学び—が必要と考える。各種選挙の投票率低下に象徴されるように、若い世代の政治・社会問題全般に対する関心の低下は顕著である。学生が法教育推進事業に関わることで、児童生徒も法に親近感をもち、学生自身も法の意義を伝える側に立つことで、法活用能力を身に付けることができると考える。

おわりに

一般市民の間で裁判員候補者の辞退率が高いという報道を機に、今後の学校における法教育の在り方を展望してみた。筆者はかつて大学の社会科系教員養成課程における授業・ゼミナールの一環として青森県内の小、中、高等学校において、司会進行からシナリオの作成、キャスト、模擬評議まで学生が主導して行う出前模擬裁判教室を開催しその効果を実感した(記録の一部は後掲参考文献を参照されたい)。

今後は本稿で提示した試案について、学校現場の法教育実践者、教育行政関係者、法教育に関心をもつ大学教員、弁護士その他の専門家とともに、その実現可能性を探求したいと考えている。

参考文献

- ・裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書 NTTデータ経営研究所 2017年(最高裁判所ホームページ登載。最終閲覧2019・12
http://www.saibanin.courts.go.jp/12/17_05_22_bunsekigyomu.html)
- ・文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)』東山書房 2018年

- ・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』 東山書房 2019年
- ・文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』 東洋館出版社 2018年
- ・文部科学省『高等学校学習指導要領解説 公民編（平成22年6月）』 教育出版 2010年
- ・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編』 東京書籍 2019年
- ・飯考行・宮崎秀一・平野潔 「裁判員教育の構築－弘前大学における実践より」『21世紀教育フォーラム』第6号、13－29頁 弘前大学21世紀教育センター、2011年
- ・飯考行・平野潔・宮崎秀一 「裁判員教育の検討」『法と教育』Vol.2, 33－39頁 法と教育学会 2011年
- ・宮崎秀一・平野潔・飯考行 「地域社会における模擬裁判員裁判『コミュニティ・コート』の意義と課題」『法と教育』Vol.8, 39－47頁 法と教育学会 2017年
- ・平野潔 編 青森県の裁判員裁判と司法関係機関の姿－弘大生による調査報告－ 2015年
- ・同上 弘大生による裁判員制度と司法関係機関に関する報告書 2016年
- ・同上 弘大生から見た青森県の司法および司法関係機関－裁判員制度・司法アクセス・更生保護－ 2017年
- ・同上 青森県を中心とした司法関連制度の現状－被害者支援・司法制度・裁判員制度－ 2018年